会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

写

教保体第２６１－１号
令和８年４月２８日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長　　様
各教育事務所（支所）長

埼玉県教育委員会教育長

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について

令和８年４月１６日付けで文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課他から別添写しのとおり事務連絡がありました。

この通知では、児童生徒がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、教職員等が本人に代わってアドレナリン点鼻液（ネフィー®）を投与する行為について、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈が示されています。

つきましては、各学校で一連の行為の実施に当たっては、別添写し及び下記に御留意の上、御対応くださるようお願いします。

また、これに伴い「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用)」の様式を改訂いたしました。アドレナリン点鼻液の投与の依頼を受ける際は、必ず新様式を使用していただくようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校に周知をお願いいたします。

記

１　アドレナリン点鼻液を学校で投与することについて、その必要性と使用時の留意事項が記載された学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出により、保護者から具体的に依頼されていること。

２　アドレナリン点鼻液の投与について、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を確認の上、保護者等と対応について協議を行い、共通理解を図ること。

なお、投与にあたっては、エピペン®の使用と同様、「学校における食物アレルギー対応マニュアル（埼玉県教育委員会)」の食物アレルギー緊急時対応マニュアル（P11）に従って対応すること。

3　アドレナリン点鼻液を投与する際には次の点に留意すること。
（1）当該児童生徒が緊急時にやむを得ずアドレナリン点鼻液を投与することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
（2）学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載事項を遵守すること。
（3）児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮すること。

4　当該児童生徒の保護者又は教職員等は、アドレナリン点鼻液を投与した後、当該児童生徒を必ず医療機関で受診させること。その際、受診した医療機関の医療従事者が投与状況を確認できるよう、当該医療従事者又は救急搬送する救急隊に投与済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝えること。

5　**児童生徒がアナフィラキシーを起こした時に特定の教職員に任せずに組織的に対応できるよう、投与方法や一次救命処置、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請等に係る研修や訓練を定期的に行うなど校内体制の整備に万全を期すこと。**
なお、アドレナリン点鼻液の投与方法や注意点については、製造販売業者のホームページ（https://www.neffy.net/）を参照してください。

6　医薬品を学校で預かる場合は、「学校における薬品管理マニュアル」（公益財団法人日本学校保健会　令和４年度改訂【追補版】）を参照すること。
https://www.gakkohoken.jp/books/archives/274
また、他の児童生徒から預かった医薬品の誤投与や使用期限切れとならないよう留意すること。

7　今回の通知は、アドレナリン点鼻液の使用についてのものであり、他の疾患については、従前のとおりであること。

8　食物アレルギー症状が発症した場合は、従前のとおり報告すること。なお、救急搬送の際は下記のとおり一報すること。
（参考）
・食物アレルギーによる救急搬送があった場合
電話による報告（第一報）を速やかにお願いいたます。
【報告先】　県立学校 → 保健体育課
市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 保健体育課

担　当：県立学校部　保健体育課
健康教育・学校安全担当
電　話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp